

平成 30 年度第 3 回野田市総合教育会議会議録

- ◇日 時 平成 31 年 3 月 27 日（水）午後 3 時 30 分開会 午後 4 時 29 分閉会
- ◇場 所 野田市役所低層棟 4 階 委員会室
- ◇出席委員 鈴木有市長 佐藤裕教育長 高橋保教育委員 伊藤稔教育委員 飯田芳彦教育委員
- ◇欠席委員 永瀬大教育委員
- ◇説明職員 今村繁副市長 杉山一男生涯学習部長 宮澤一弥生涯学習部次長（兼）社会教育課長 中村利夫教育総務課長 岡田通洋社会体育課長 横島司青少年課長（兼）青少年センター所長 寺田幸生興風図書館長 長妻美孝学校教育部長 船橋高志学校教育部参事（兼）学校教育課長 村田弘信指導主幹（兼）指導主事
- ◇書 記 鈴木一敏教育総務課長補佐（兼）庶務係長

◇議事日程

- 1 開 会
- 2 市長挨拶
- 3 教育長挨拶
- 4 議 題
野田市総合教育会議運営要項の一部改正について
- 5 そ の 他
第 1 回野田市児童虐待事件再発防止合同委員会の結果について
- 6 閉 会

◎中村教育総務課長

本日はお忙しい中、御臨席を賜りまして誠にありがとうございます。本日、司会を務めさせていただきます教育総務課の中村です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

会議を始めます前に、本日の会議資料について確認をさせていただきます。

本日の会議資料は、会議次第及び野田市総合教育会議運営要項改正案でございます。資料に不備等がございましたらお申し付けください。

本日の会議につきまして申し上げます。総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第6項の規定により、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときを除いては、公開することが原則であります。

市民の皆様には周知するため、市ホームページに開催予定を掲載しております。会議の傍聴は、先着15名とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、本日の会議は、議事録作成のため、録音機を使用させていただきますので、あらかじめ御了承ください。

会議資料及び議事録は、市役所及び関係支所の行政資料コーナーに配置し閲覧できるようにしますとともに、ホームページ上で公開いたします。

ここで、出席者について御報告いたします。本日の会議に出席されているのは、鈴木市長、佐藤教育長、高橋教育委員、伊藤教育委員、飯田教育委員でございます。

次に、傍聴者の報告をさせていただきます。本日の会議は、1社から傍聴の申込みがございましたので、これから入室していただきます。また、会議の途中で傍聴希望があった場合には、入室いただくこととなりますので、御了承願います。

(傍聴者、入室)

それでは、これより平成30年度第3回野田市総合教育会議を開会いたします。

初めに、鈴木市長より御挨拶をいただきます。

◎鈴木市長

皆様こんにちは、本日は、平成30年度第3回の総合教育会議に、年度末のお忙しい中にもかかわらずお集まりいただき、ありがとうございます。

本日の会議は、第1回の総合教育会議におきまして御意見をいただきました、「総合教育会議において市長から調整・協議を申し出ることができる協議題及び協議事項」の対応として、「野田市総合教育会議運営要項の一部改正について」御審議いただきたいと思っております。

また、1月24日に市内小学校4年生の女子児童が虐待により亡くなるという大変痛ましい事件が起きました。この事件を防止することができなかった問題点を徹底的に検証し、児童虐待に関する事件の再発の防止に関し、必要な事項を調査審議する「野田市児童虐待事件再発防止合同委員会」を2月14日に設置しました。同月28日に開催しました第1回目の合同委員会の結果を報告させていただきます。

よろしくお願い致します。

◎中村教育総務課長

ありがとうございました。

続きまして、佐藤教育長より御挨拶をいただきます。

◎佐藤教育長

皆さん、こんにちは。本日の会議は、ただいま、鈴木市長からお話がありましたとおりでございます。事件につきましては、教育委員会議においても御説明させていただきましたが、幼い命を失ったことは痛恨の極みであります。是非、この痛恨の思いを再発防止につなぎ、野田市の子供たちを虐待という罪から全力で守っていきたいと思います。

◎中村教育総務課長

ありがとうございました。

これより議題に入りますが、当会議の議長は、野田市総合教育会議運営要項第2条第1項の規定に基づき、鈴木市長にお願いいたします。

市長、よろしくお願いいたします。

◎議長：鈴木市長

それでは、次第に従い会議を進めてまいります。議題 野田市総合教育会議運営要項の一部改正についてです。

事務局から説明をお願いします。

教育総務課長。

◎中村教育総務課長

議題 野田市総合教育会議運営要項の一部改正について御説明いたします。

お配りしました資料を御覧ください。

「総合教育会議において市長から調整・協議を申し出ることができる協議題及び協議事項は、予算等の首長の権限に関わる事項に限定する。」との表記では、本来行われるべき自由な意見交換ができないと、市民から誤解を招くような表現となっていることから、かつ達な議論が交わせるよう文言の整理を行おうとするものでございます。この件につきましては、行政改革大綱の見直しにおいて、野田市行政改革推進委員会の審議、パブリック・コメント手続を経て御承認をいただいておりますことから、運営要項第3条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に、第2項として「総合教育会議においては、市長及び教育委員会が互いの立場を尊重しつつ自由な意見交換を行うものとする。」を追加しようとするものでございます。

以上でございます。

◎議長：鈴木市長

ただいま、事務局から説明がありました。第1回の総合教育会議におきまして、協議題及び協議事項の考え方につきましては、委員の皆様の御同意をいただいておりますが、御意見等はございますか。

◎全委員

(意見なしの声)

◎議長：鈴木市長

特に御意見がございませんので、お諮りをいたしたいと思います。

本案については、原案のとおり決定させていただいてよろしいでしょうか。

◎全委員

(異議なしの声)

◎議長：鈴木市長

御異議がありませんので、議題 野田市総合教育会議運営要項の一部改正については、原案のとおり決定いたします。ありがとうございます。

次に、その他に移ります。

本日は、副市長を参加させておりますので、第1回野田市児童虐待事件再発防止合同委

員会の結果について御報告させていただきます。

既に報道等で御存じと思いますが、本事件が起こってしまった一番の要因は、要対調整機関である児童家庭課と児童相談所との連携不足にあると考えております。言い換えれば、両者の役割分担が非常に不明確な状態で進行管理がなされてしまっていたことから、学校に対しても的確な指導や助言がなされず、むしろ、学校に任せきりの状態となってしまったということだろうと考えております。大元である児童相談所と児童家庭課の関係がそのような状況ですので、教育委員会、学校、保健センター、警察などの関係機関との連携、役割分担も当然、非常に不十分であったと考えております。この関係機関の連携というところが、再発防止のためのメインテーマということで、事実の検証とともに、それぞれの機関のその時々における具体的な役割分担について、今後の合同委員会で審議してもらいたいと考えております。

ところで、児童虐待防止法第5条では、学校や教職員など児童福祉に職務上関係ある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならないと規定しております。今回の事件についても、学校の実施したいじめアンケートにより虐待が発覚したものであり、いじめアンケートは、法の期待する効果を発揮したものであります。しかし、その後の対応のまずさから、いじめアンケートに対する子供たちや保護者の信頼や教職員の不安など、アンケートの内容というよりは、アンケートの実施方法について解決しなければならない課題が山積しております。いじめアンケートは、本来、教育委員会に属する事項とは考えておりますが、虐待の再発防止策と密接に関連しておりますので、合同委員会で審議していただきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

次に、再発防止に向けて非常に重要であると考えているのが、地域で子供たちを守るという仕組みでございます。虐待は、家庭内で起きるわけですので、被害者からのSOSがなければ、発見するのは非常に困難であると言わざるを得ません。だからこそ、地域の人たちが、子供のちょっとした変化に気づき、児童相談所や市に連絡いただくことが非常に重要であると考えております。このため、後ほど副市長から報告させますが、第1回の合同委員会では、民生委員、児童委員との定期的な情報交換の実施などを提案し、御承認いただきました。

最後になりますが、合同委員会は、基本的には内部検討組織でありますので、教育委員会からは学校教育部長など、関係部長を委員とし、これに第三者委員を加え、さらに、千葉県の児童家庭課、柏児童相談所、千葉県警察少年課、野田警察署にオブザーバー参加いただき、様々な視点で議論いただき、しっかりとした再発防止策を作り上げてまいりたいと考えておりますので、御協力よろしく願いいたします。

それでは、副市長から、第1回合同委員会の結果について御報告させます。

副市長。

◎今村副市長

副市長の今村でございます。よろしく願いいたします。

私の方から、第1回合同委員会の再発防止策の審議結果について、簡単ですが御説明をさせていただきます。着座にて説明させていただきます。

この合同委員会は、基本的に市ができる再発防止策を講じていくことを目的としています。当然、事実の検証というものが必要であります。この点につきましては、野田市の再発防止策を講じるに必要な部分の事実の検証をしていくということで考えております。これについては、県の児童相談所の情報、協力がなければ事実の検証も難しいということ

で、千葉県の第1回の検証委員会で、千葉県の方にオブザーバーとして野田市が参加できないかと要望いたしまして、認めていただき、先週の2回目の検証委員会で私と特命担当の2名で参加させていただきました。県の方に資料の提供をお願いしたんですが、合同委員会は要綱設置ということで、法的根拠をもう少し何とかできないかということで、昨日条例を改正しまして、合同委員会を児童福祉審議会の専門委員会として位置付けさせていただき、即日公布をしています。今後、検証委員会の資料も合同委員会の方に提供いただけるということになると考えておりますので、事実の検証も、その資料を基にしたいと思っております。事実の検証の部分は、個人情報部分が相当ありますので、本日の説明につきましては、再発防止策についてとさせていただきます。

再発防止策の1番目、市長から話がありましたが、今回の一番の要因は、児童相談所との連携不足だと思っております。児童虐待防止の市の基本的な機関というのは、法で位置付けられた要保護児童対策地域協議会、これが、児童虐待防止の市の根幹となる組織であります。これは、3層構造となっております。代表者会議、実務者会議、個別支援会議の三つで、代表者会議は、全体のシステムということで、警察、学校、医師会など、市の子供の関係するあらゆる機関が入っております。実務的に中心となるのが、実務者会議でございます。実務者会議には、当然、児童相談所がメンバーとして入っておりますが、この実務者会議がうまく機能しなかったというのが大きな要因の一つだということで、第1回合同委員会では、この点について見直し案を提案させていただき、御承認をいただいております。

見直し案は、8項目にわたっておりますけれども、第1項目としては、システムの導入です。これまで、児童虐待管理システムが導入されていなかったので、エクセルでの管理が主体となっております。そのため、情報の共有が十分でなく、内容の確認も不十分であったため、情報がきちんと伝わっていたかということも少し疑問がございます。ということで、きちんとした情報を即時に正確に把握する必要があるということで、システムを導入したいと考えております。児童相談所のシステムとつなぐわけにはいきませんので、野田市が開発するシステムの端末を児童相談所に置かせていただいて、柏児童相談所は、野田市のシステムで野田市の情報だけを確認できるというような形で野田市との情報共有をしていきたいと思っております。国の方は、将来的に児童相談所のシステムと市の方のシステムをつないでいきたいとの構想もあるようですが、千葉県は、まだそこまで考えていないということですので、とりあえず野田市の方でシステムを作って、情報の共有の即日性と正確性を高めていきたいと考えております。学校については、31校あって、全部つなぐというわけにはいきませんので、教育委員会と学校のシステムを経由して情報を共有してまいりたいと考えております。

2番目としては、個別支援会議とのリンクということで、先ほど3層構造と言いましたが、実務者会議は、基本的に要対協で管理している全てのケースについて進行管理を行いますが、個々のケースの見直し等については、個別支援会議で1件1件、その時々で開催して行くことになっているんですが、この実務者会議が、経過記録を報告することに終始することになってしまっており、個別支援会議とのリンクがなされておりました。そこで、実務者会議におきましては、基本的に個別支援会議で検討すべき状況であるかどうかということを最優先に議論していただくというような形に変えるということで、御了承いただいております。それから、個別支援会議開催のルール化ということで、確実に個別支援会議を開催するための要件を決めていかななくてはならないということで、実務者会議で決定するというのを次回の実務者会議で案を検討し、4月10日の代表者会議に諮り

たいと考えております。資料の内容についても、特にリスクの変化、今後の対応変更の必要性に力点を置いた簡潔な資料とするために、様式から見直すことを考えております。新規ケースにつきましても同様でございます。その際、主担当や関係機関の役割を明確化したいと考えております。これも次回の実務者会議、合同委員会の方に諮ってまいりたいと思っております。それから、これまで調整機関である児童家庭課が説明を行ってきましたが、状況を一番把握している児相の主担当が説明を行うという形に変えさせていただいております。また、資料の配付が遅くて、前日又は当日でしたので、1週間前に配付するよう改めております。それから、要保護児童提供カード、これは、学校との間で、市が実務者会議で要対協での審議状況を報告し、学校は学校での生活状況を要対協に報告するというようなカードですが、学校から状況は確認するけれども、市の状況を学校に文書以外で発することがなかったということでしたので、カード自体も記載方法についても、様式から抜本的に見直す必要があると考えておりますし、何よりも学校との直接対応を仕組みに組み込む必要があると考えておまして、これについても御了解いただいております。なお、この点につきましては4月1日の人事異動で、教育委員会の学校教育部に特命で虐待担当主幹を配置する予定でございます。指導課の指導主事についても、児童家庭部との兼務辞令を出したいと思っております。これによって、要対協と教育委員会とのつながりを強化していく。なおかつ、特命担当主幹が各学校等を定期的に回って、学校とのつなぎということもしていきたいというふうに思っております。それから、国の検証等の活用ということで、毎年度厚生労働省の方で専門委員会報告というものが出ているんですが、これが現場の方ではなかなか利用されていない。いろいろと課題について検証し報告をしているんですが、これについて今後は実務者会議の中で、事例研究の一つとして活用していきたいと思っております。それから、連携の中では、管理職と担当者の連携も不足していたと考えておりますので、庁内の関係課長と担当者の連絡会議というのも作って、児童虐待に関係のある課が集まって、担当者がお話をし、それに対して課長も出席して、今現場で起こっていることをきちんと把握していただいて、課長として問題点を分析し、市長に報告していくような形を作りたいと思っております。これについても御了承いただきました。

続きまして、スクールロイヤーの導入ということで、最近の保護者は、法的根拠を求め、本件の場合につきましてもそういう傾向にありました。そういうことで、第1回合同委員会では、スクールロイヤー制度の導入について御承認をいただいております。ただ、スクールロイヤー制度の導入は、内容が重要だということで、次回の合同委員会の中で、スクールロイヤー制度設計の案を示して御議論いただき、導入してまいりたい。予算的な面は、当初予算の補正予算ということで、昨日御決定をいただいております。

次に、警察官OBの活用ということで、保護者宅を訪問するときに、会うことを拒否している保護者については、警察に依頼することもあるわけですが、そこまではというときに、少し不安があるというときに警察OBの方に同行していただければ、安心感をもってちゅうちょなく訪問ができるだろうということで、現在まめばんと青パトによる6人の防犯推進員に、学校や児童家庭課の依頼により同行訪問するというようなことを仕事に加えていただくということで、昨日補正予算の議決をいただいております。

次に、地域との協力による通告を促進する仕組みですが、先ほど市長からございましたけれども、民生委員、児童委員との定期的な情報交換の実施ということを考えています。今回の案件については、残念ながら、テレビ等では泣き声が聞こえたとかがあったんですが、市と児童相談所にはそういうような情報は1件もありませんでした。市民への情報提供の呼びかけが極めて不十分であったと考えています。また、民生委員、児童委員さんと

の対話も少なかつたろうということで、4月からは、市内8地区の協議会に関係職員を出席させ情報交換を行い、早期発見につなげたいと思っています。これと同じように、公民館を中心とした地区懇談会の実施ということで、公民館長と地域の自治会役員の方などと懇談会を実施していこうと思っています。ちょっとしたことでも情報が提供されればというような仕組みを作っていきたいと思っています。また、今まで受け身であったことを反省しまして、防犯組合17支部、市内22の地区社協の総会に出席しまして、情報提供の呼びかけをしてまいりたいというふうに思っています。

今後協議する再発防止策としては、要対協の調整機関である児童家庭課と児童相談所との役割分担の明確化を図っていかなければならないと思っています。2番目には、学校との連携、野田警察署との連携を考えています。それから、虐待の早期発見には、市民の協力が不可欠でございますので、千葉県が「千葉県子どもを虐待から守る条例」というものを制定しております。このことを踏まえて、野田市としても虐待防止条例の制定を検討する必要があると考えております。それから、組織の見直しということで、児童虐待防止推進体制を見直していくということで、合同委員会の中で審議しており、10月までに児童虐待関係の組織の見直しは図っていききたいと思っています。また、個人情報保護の徹底ということで、いじめアンケートのコピーを父親に渡してしまうということが起きてしまいました。これについては、研修等を行っていたにもかかわらず起こってしまったということで、今後個人情報の保護は、本当に徹底していかなければいけないということで、職員の個人情報保護に関する意識レベルを、ヒアリングを実施して徹底を図っていききたいと思っています。

今後、以上の6つのことについて考えていくということで合同委員会の御了承をいただきました。

以上でございます。

◎議長：鈴木市長

それでは、意見交換に入らせていただきます。御意見、御質問があればお願いいたします。

伊藤委員。

◎伊藤委員

今村副市長、詳細な説明ありがとうございました。実施できるものは、合同委員会の報告を待たず、すぐに実施するという方針だとのことですが、これまでに実施した再発防止策について教えてください。

◎議長：鈴木市長

市では、まず第一に児童の心のケアが必要と考え、臨床心理士を山崎小学校と二ツ塚小学校に配置し、現在も対応させております。また、子供の体に不自然なあざやつねった痕があるなど、少しでも虐待が疑われる児童や生徒が市内にいないか、小中学校、保育所、幼稚園などの全ての子供の状況と安全を2月19日までに直接確認しました。また、虐待を疑われるなど、支援を要する要保護児童等が1月時点で166人いますが、重篤性と緊急性を再チェックし、全ての子供たちの状況と安全を2月12日までに直接確認しました。

本事件の検証及び再発防止策につきましては、すぐに副市長及び関係部課長等による内部検証を指示しましたが、その結果、先ほど申し上げましたとおり、最も重大な課題は、柏児童相談所、児童家庭課等市内部、学校、警察など関係機関相互の連携不足であることがすぐに判明いたしました。このため、児童虐待防止のため関係機関で組織する「野田市要保護児童対策地域協議会」において、実務の中心的役割を担う実務者会議の運営の抜本

的見直しを行うことにより、関係機関相互の連携の強化を図っていくことといたしました。

また、当初は、市内部と柏児童相談所による内部検討組織として立ち上げようとした合同委員会についても、第三者委員を加えることとし、設置いたしております。予算を伴うものについては、当初予算の補正という形で、3月8日と議会最終日の3月26日の二度提案させていただき、御決定いただいております。具体的には、スクールロイヤー関係経費、警察OB活用関係経費、虐待防止システム関係経費、「189（いちはやく）」リーフレット全戸配布経費などがございます。

「189」については、自治会を通じた全戸配布も考えましたが、自治会加入率が7割程度となっており、今回の事件のようなアパート、マンションなどでは、未加入世帯も多いことから、ポスティングにより実施することにより、自治会未加入世帯も含めた全ての世帯に周知し、地域で守っていただくようお願いしたいと考えております。

また、3月4日には自治会連合会理事会、3月19日には医師会役員会に出席し、明日は民生委員児童委員理事会に出席させていただき予定でして、今後も、子供会やいきいきクラブなど、可能な限り多くの団体の会合などに私自身が出席し、皆さんにお願いしていくことで、市民の声が一つになって、子供たちを虐待から守る都市宣言のような形を、地域の盛り上がりの中で目指してまいりたいと考えております。教育委員の皆様にも御協力、御支援をお願いいたします。

ほかに、御意見等はございませんか。

飯田委員。

◎飯田委員

迅速な対応をいただき、感謝します。ところで、先日の議会の一般質問で、ある議員が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律には、「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置」を協議するため、総合教育会議を設置するとなっているのに、すぐに開催すべきだったというような趣旨の質問をしていたようですが、私は、質問した議員が事件の内容を理解していないのだと思います。

先ほど、市長から説明があったように、一番の要因は、柏児童相談所と児童家庭課及び学校、教育委員会を含む関係機関との連携不足にあると私も思うので、柏児童相談所抜きで、再発防止策を協議することなどありえないと思います。教育委員会としては、合同委員会の審議に協力し、教育委員会としてできることを考えていくべきであり、このタイミングでの総合教育会議の開催で良かったと思います。

◎議長：鈴木市長

高橋委員。

◎高橋委員

私も、飯田委員の意見に賛成です。いじめアンケートの実施方法についても、今回の事件が起きてしまった以上、様々な視点からの検討が当然であり、まずは合同委員会での議論が必要であると思います。また、公民館を中心とした地区懇談会の実施についても、教育長の判断で実施すべき事項であると考えています。ちなみに、法律上は、教育委員会から市長に招集を求めることもできるわけですが、私は適切なタイミングで市長が招集してくれたと考えています。

◎議長：鈴木市長

伊藤委員。

◎伊藤委員

私も同感です。例えば、今回行っていただいた2校での臨床心理士の派遣についても、総合教育会議での協議を待つまでもなく、直ちに実施すべきことであり、質問者は、質問の中で、具体的にどういう措置の必要性について協議が必要と質問したのでしょうか。

◎議長：鈴木市長

副市長。

◎今村副市長

具体的な協議内容には触れておりません。

◎議長：鈴木市長

質問者の意図は分かりませんが、合同委員会での審議について御理解いただきありがとうございます。合同委員会での審議状況については、今後も、合同委員会委員である学校教育部長を通じて御報告させていただきます。皆様からいただいた御意見につきましては、合同委員会にフィードバックしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

教育長。

◎佐藤教育長

教育委員会としてできることについて、教育委員会事務局も含めてしっかり検討し、必要な意見を申し上げてまいりたいと考えております。

◎議長：鈴木市長

よろしくお願いいたします。

ほかに御意見はありませんか。

高橋委員。

◎高橋委員

いじめアンケートについては、非常に重要なものであり、継続が必要であると考えていますが、子供たちの不安を払拭し、安心感を持たせることが先決であると考えますので、合同委員会において、検討をよろしくお願いいたします。

◎議長：鈴木市長

伊藤委員。

◎伊藤委員

私も高橋委員の意見に賛成です。更に申し上げれば、今後のアンケート実施に当たっては、教職員への周知と理解が必要と思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎議長：鈴木市長

高橋委員。

◎高橋委員

いじめアンケートでは、そもそも家族からの虐待ということまでは想定していなかったと理解していますが、アンケートにある家族とは、兄弟を意図していたということですか。

◎議長：鈴木市長

教育長。

◎佐藤教育長

そのとおりです。議会でも申し上げたのですが、虐待を想定したアンケートを実施することは、今回の事件を鑑みますと、対象が保護者となることから、非常に難しいものと考えております。

◎議長：鈴木市長

確かに非常に難しい課題であり、合同委員会でも慎重な審議をお願いしたいと考えてお

りますが、学校のこと、子供たちのことを一番よく知り、理解しているのは、教育委員会、そして、学校ですので、一つお願いがあります。アンケートという形が難しいのであれば、子供たちがSOSを発しやすい別の仕組みを考えることができたらと思っております。難題であることは重々承知していますが、教育委員会事務局と学校とでよく話し合ってもらえればと思いますので、よろしく願いいたします。

教育長。

◎佐藤教育長

教育委員会としても、子供たちのために、学校と一緒に知恵を絞ってまいりたいと考えております。

◎議長：鈴木市長

飯田委員。

◎飯田委員

市長には、学校に赴き、子供たちの意見を聴いていただき、本当に感謝しております。先ほど、副市長から校長、教頭先生を対象とするアンケートも実施したとの報告もありましたが、是非、再発防止のため、先生方の生の声を聴いてほしいと思います。

◎議長：鈴木市長

私も、現場の声は重要だと思しましたので、3月7日と25日に、校長、教頭、教務主任、担任のグループ別に代表の先生方とお話をさせていただきました。貴重な御意見をいただきましたので、今後の検討の参考にさせていただきたいと思います。今後も、必要に応じ、このような機会を設けたいと考えております。

飯田委員。

◎飯田委員

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

◎議長：鈴木市長

教育長。

◎佐藤教育長

教育委員会としても、現場の声に耳を傾けてまいりたいと考えております。

◎議長：鈴木市長

ほかに御意見等ございますか。

伊藤委員。

◎伊藤委員

先ほど、副市長から、実務者会議の抜本の見直しについての説明がありましたが、実務者会議には、学校の先生は参加されるのでしょうか。

◎議長：鈴木市長

副市長。

◎今村副市長

通常は、指導課指導主事は参加しますが、学校は参加しません。なお、実務者会議の抜本の見直しに当たっては、今回の事件における学校の意見も取り入れる必要がありますので、見直しが終了するまでは参加いただく予定となっております。

◎議長：鈴木市長

伊藤委員。

◎伊藤委員

実務者会議には、学校の参加も必要かとも思いますが、31校全ての学校に参加というこ

とも難しいと思います。その辺のところの対応策はあるのでしょうか。

◎議長：鈴木市長

副市長。

◎今村副市長

実務者会議の役割として、個別支援会議を開催すべきかどうかを判断する場とさせていただきます。個別支援会議は、個々のケースについて検討する場ですので、当然、関係する学校も参加することとなりますので、個別支援会議をできるだけ多く開催する形を考えております。また、実務者会議についても、通常は参加しませんが、ケースの内容によって、必要があれば、柔軟に参加をお願いしてまいりたいと考えております。

◎議長：鈴木市長

伊藤委員。

◎伊藤委員

是非、よろしく申し上げます。

スクールロイヤーについてですが、学校にとって、弁護士存在は非常に心強い存在になると思いますが、相談するタイミングは難しい部分もあると思います。先ほどの説明では、そのため、弁護士と学校との定期的な懇談の場を設定したいとのことですが、非常に重要な点だと思います。

しかし、制度が始まってみると、大概の場合、予想しなかった課題が出てくることが多いと思いますので、その点の対応もよろしく申し上げます。

◎議長：鈴木市長

ありがとうございます。スクールロイヤーに限らず、今後も、常に見直しが必要と考えておりますので、そのように対応してまいります。

ほかに御意見がなければ、この辺で会議を終了したいと思います。

改めてお願い申し上げますが、合同委員会に対する教育委員会の御協力をよろしくお願いいたします。

本日は、貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。

次に、事務局から次回の日程等について申し上げます。

教育総務課長。

◎中村教育総務課長

今年度の総合教育会議は、これで終了となります。来年度につきましては、定例会として年2回開催したいと考えております。開催時期につきましては、改めて連絡をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

◎議長：鈴木市長

それでは、これもちまして、第3回総合教育会議を終了いたします。

ありがとうございました。